

太田市公告

太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年太田市条例第 265 号）第 2 条の規定により、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり公募する。

令和 8 年 5 月 13 日

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 当該施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 道の駅おおた交流センター
 - (2) 所在地 太田市粕川町 701 番地 1
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 道の駅おおた交流センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
 - (2) 施設等の販売等許可等に関すること。
 - (3) 施設等の利用に係る料金の収受等に関すること。
 - (4) 道の駅おおた交流センター条例（平成 23 年太田市条例第 11 号）第 3 条各号に掲げる事業の実施に関すること。
 - (5) その他市長が必要と認める業務
- 3 指定管理者に管理を行わせる期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
- 4 申請に必要な資格 指定の申請を行うことができる団体は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。
 - (1) 太田市内に本支店を有するものであること。
 - (2) 団体又は代表者が、次に掲げる者でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から起算して５年を経過しない者又はその者の統制下にある者若しくは団体

カ 国税及び地方税を滞納している者

５ 申請の方法

（１）提出書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

（ア） 団体に関する事項

（イ） 実施計画に関する事項

（ウ） 収支計画に関する事項

（エ） 管理運営体制に関する事項

ウ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

エ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書又はこれに類する書類

オ 事業計画書、収支予算書又はこれらに類する書類

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあっては登記事項証明書、法人でない団体にあっては代表者の住民票の写し

ク 役員の名簿

ケ 納税証明書

コ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類

サ 誓約書

（２）提出方法

ア 提出先 〒３７０－０３１３ 太田市新田反町町８７９番地
太田市農政部農業政策課

イ 提出方法 提出先に持参すること。

ウ 提出部数 正本1部、副本14部

6 申請を受け付ける期間 令和8年5月20日から8月31日まで（平日に限る。）午前8時30分から午後5時15分まで

7 選定の基準

- (1) 事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令を遵守し、緊急時を含め、適正に管理運営できること。

8 募集要項の配布期間、配布場所等

- (1) 配布期間 令和8年5月20日から令和8年8月20日まで（平日に限る。）午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 太田市新田反町町879番地 太田市農政部農業政策課
- (3) その他 募集要項は、太田市ホームページからダウンロードが可能（令和8年8月20日午後5時15分まで）

9 応募に関する質問の受付

- (1) 受付期間 令和8年5月20日から8月20日午後5時15分まで
- (2) 受付方法 質問の要旨を記入の上、直接持参し、又はファックス若しくはメールにて送付すること。
- (3) 送付先 太田市農政部農業政策課 ファックス 0276-40-9101 メール 026100@mx.city.ota.gunma.jp

10 問合せ先 太田市農政部農業政策課 電話 0276-20-971